

平成 28 年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 環境再生保全機構における平成 28 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 66 件、契約金額は 1,081 百万円であり、うち競争性のない随意契約は 5 件、契約金額は 178 百万円であった。

この 5 件については案件ごとに契約手続審査委員会で十分に審議を行い、契約監視委員会委員への事前説明と承認を得て、調達を行ったものである。

表 1 平成 28 年度の環境再生保全機構の調達全体像 (単位:件、百万円)

	平成 28 年度	
	件数	金額
競争入札等	(84.8%) 56	(70.6%) 763
企画競争・公募	(7.6%) 5	(13.0%) 141
競争性のある契約(小計)	(92.4%) 61	(83.5%) 903
競争性のない随意契約	(7.6%) 5	(16.5%) 178
合計	(100%) 66	(100%) 1,081

(2) 環境再生保全機構における平成 28 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、一般競争入札による一者入札案件が 2 件、参加意思確認型公募の結果、一者応募となった案件が 2 件、合わせて一者応札・応募が 4 件発生した。

表 2 平成 28 年度の環境再生保全機構の一者応札・応募状況

		平成 28 年度
2者以上	件数	57(93.4%)
	金額	673(74.5%)
1者以下	件数	4(6.6%)
	金額	231(25.6%)
合計	件数	61(100%)
	金額	903(100%)

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

(1) 一者応札・応募に関する改善

- ① 公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保した。
- ② 調達情報に係るメールマガジンの活用等により、発注入札情報の更なる周知を図った。
(メルマガ登録者数:28/4/1 時点:108 者→29/3/31 時点:180 者)

③契約の発注にあたっての、適切な地域要件を設定した。

【未達成】

(参考)一者応札・応募件数の推移

H25 年度:1 件、H26 年度:5 件、H27 年度:2 件、H28 年度:4 件

【改善事項】

一者応札・応募が継続して発生していることから、契約手続審査委員会等による事前の審査については、特に競争性を確保するための調達方法や要件の設定に重点を置いた審査を実施する措置を講じた。

(2)類似業務に係る調達の集約化

①複合機を調達するにあたり、調達時期を調整し全部課分をまとめて調達した。

【調達を集約化した場合と集約化しなかった場合における経費の節減率 10%】

②労働者派遣契約による業務補助者の確保

(3)次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づき優良な取り組みを実施している企業への対応

【対象となる調達なし】

「女性活躍推進法認定企業」、「子育て支援サポート企業」と認定されていることを総合評価における加点項目に新設することについて、平成 28 年度に実施した総合評価落札方式等による調達案件においては調達仕様に対する技術的加点項目の評価要素を最大限に求める必要があり、品質の低下、事業の執行への支障等が生じる可能性があるため、年度内の導入はできなかったものの、平成 29 年度から、「女性活躍推進法認定企業」、「子育て支援サポート企業」と認定されている企業のみならず、「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」であることを、調達内容の品質の低下、事業の執行への支障等が生じない総合評価落札方式等の調達案件については、その評価加点項目を導入すべく検討を行った。

(注)ワーク・ライフ・バランス等推進企業

- i)ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業
- ii)女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業(常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものに限る。)

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随契以外の支出の原因となるすべての契約について、契約手続審査委員会(分科会を含む)を開催し、事前に全件(66 案件)の審査を実施した。

なお、平成 28 年度に新たに発生した 5 件の随意契約については、契約手続審査委員会において、会計規程に規定された「随意契約によることができる事由」との整合性等を十分に審査、契約監視委員への事前説明と承認を得た上で、調達を行った。

【契約手続審査委員会による審査件数 66 案件(全件)】

(2) 不祥事の発生の未然防止等のための取組

不祥事の発生の未然防止等のため、関係規程の制定・改正及び契約事務マニュアル等の追加・改訂を実施した。また、契約手続審査の重点化及び契約マニュアルの追加・改訂について、契約担当者の理解を促進するための契約事務研修を実施した。

【特定個人情報及び個人情報を取り扱う契約案件について、法令に準じた取扱いの実施を入札参加資格とするための規程の改正及び調達の手順の改訂】

【入札公告・入札手順書の見直しによる入札参加者の手続きの明確化】

【契約事務マニュアルの追加・改訂】

【契約書ひな形の追加・見直しによる契約書作成事務の省力化(ひな形数 4⇒11 件)】

特定個人情報及び個人情報を取り扱う業務に対して検査を実施した。

【4 件実施】

4. 自己評価の実施

平成 28 年度調達等合理化計画に従い、上記1～3に記載のとおり、契約に係る競争の推進と調達に関するガバナンスの徹底を実施したことから、自己評価は「B」とした。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理部担当理事を総括責任者とする契約手続審査委員会(平成 25 年度設置)により、引き続き調達等合理化に取り組んだ。

また、契約手続審査委員会で 28 年度計画の実績及び自己評価を審議し、決定した。

(2) 契約監視委員会の活用

平成 29 年 4 月 17 日に契約監視委員会を開催し、新規の競争性のない随意契約、一者応札・応募案件及び 28 年度計画の実績等について、点検・評価を受け、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、独立行政法人環境再生保全機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。